

第2回山武市景観審議会議事録

日 時	平成29年2月16日(木) 時刻 13:57~14:54	場 所	成東保健福祉センター 総合検診室
	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 報告事項 報告 山武市景観条例に基づく届出の状況について</p> <p>4 議事 協議事項 協議1 山武市景観条例施行規則の一部改正について 協議2 色彩基準等について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p> <p>出席名簿については別紙のとおり</p>		

<p>司会</p>	<p>1. 開会</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様お集まりになりましたので、ただ今より第2回山武市景観審議会を開催いたします。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます都市整備課の若梅です。よろしくお願いいたします。</p> <p>審議会中、記録の為、事務局にて録音、写真撮影をさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>初めに、配布資料の確認をお願いいたします。</p> <p>事前に配布しました</p> <p>第2回山武市景観審議会 会議次第</p> <p>資料1</p> <p>資料2</p> <p>資料3</p> <p>次に、本日机上に配布させていただいた</p> <p>追加資料(資料2)</p> <p>以上です。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。</p> <p>前部長小崎の退職に伴い、平成28年4月1日付の人事異動で都市建設部長に平出が就任いたしましたので、紹介いたします。</p>
<p>都市建設部長</p>	<p>ご紹介いただきました都市建設部長の平出でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日ごろより景観行政、都市計画に多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>今後も引き続き皆様方のお力を充分いただきながら進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日はありがとうございます。</p>
<p>司会</p>	<p>2. 会長挨拶</p> <p>それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>「次第2 会長挨拶」よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>北原会長</p>	<p>皆さんこんにちは。座ったままで失礼します。</p> <p>平成28年度も、あとひと月ちょっとになってしまいました。年度末の大変忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>第2回の景観審議会ということで、第1回は審議会の立ち上げられた時に開催されましたが、今回の2回目は、実質、景観計画に基づく景観条例が運用され始めての審議会ということになります。</p> <p>条例に基づく届出協議のほか、それについてご報告いただいて、ご協議いただき、皆さんからご意見を頂戴するのと、それを運用していく中で、</p>

一部見直しの必要が出てきた議事もございますのでよろしくお願いいたします  
ます。

それでは、このまま始めて良いでしょうか。

事務局

はい。

議長

3. 報告事項 報告 山武市景観条例に基づく届出の状況について  
それでは議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数は8名です。委員の半数以上の出席ですので会議は成  
立しています。

初めに、報告事項「山武市景観条例に基づく届出の状況について」、事務  
局より報告願います。

事務局

(資料1に基づき説明)

議長

どうもありがとうございます。

届出とやり取りについて、いくつか事例の写真を紹介していただきなが  
らご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員

太陽光発電の話を。太陽光発電は、見て、これはひどいなというものは  
そんなにないと思うんですけど、たまたま、この間渡良瀬溪谷鉄道へ行っ  
て、半年ぐらいになるんですけど、対岸に山が見えてくる。そこに太陽光  
発電があるんです。山の中腹よりちょっと高いあたりに、ちょうどきれい  
に切り取った形でガラスの面が出ていて、それが2ヶ所ありました。もう  
ちょっと走ったら今度は木だけ切ってあって、同じぐらいの規模でこれか  
ら付けるのかなというもの。

たまたま山武が平らだからそんなにひどくないけれど、山武の斜面地に  
そういうものが出てくるとすごく問題で、付く場所によって相当違います  
よね。今のところ、だいたい平らなところばかりについているのでそんな  
に気になるところはないと思いますけど、規制するならああいうものは徹  
底的に規制しないとだめだなとそんな感じがしました。

議長

ありがとうございました。ご意見ということでいいでしょうか。

写真に出ていたものは平場なところで、ゴミ捨て場だったり、耕作放棄  
地だったりして、むしろすっきりしたかなというところでしょうか。

おっしゃられるように斜面の緑を剥いで、というような事例が出てく  
るとこれは大変なんですけど、出てきてからだ遅いので、啓発活動も必要と  
いうことになりますね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

太陽光発電については、危惧したほどのものは出てきていないですが、まだこれから、一時のピークは超えたかなと思いますが、件数が多いので注意深くチェックしていただければと思います。よろしくお願いします。

議長 4. 議事 協議事項 協議 1 山武市景観条例施行規則の一部改正について  
それでは続いて1の方に入ります。

協議事項 協議 1 「山武市景観条例施行規則の一部改正について」、先ほどちょっと触れていましたが、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料2、追加資料に基づき説明)

議長 どうもありがとうございます。

景観条例施行規則の一部を改正するということですが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございませんか。

よろしいですか。

委員 良いです。

議長 国や地方公共団体が行うものについても、一般のものと同様に通知してもらい、終わったら終わったという通知をいただきますということですね。  
よろしいですね。それでは、事務局の改正案について、当審議会としては異議がないということで進めていただければと思います。

議長 4. 議事 協議事項 協議 2 色彩基準等について

それでは続いて協議の2になります。色彩基準等について、事務局からお願いします。

事務局 (資料3に基づき説明)

議長 どうもありがとうございます。

色彩基準と、特にアクセントカラーについて事務局からご説明をいただきました。ご質問、ご意見ございませんか。

委員 質問があります。割合というのが問題になるんでしょうけど、これは面積ということですか。

事務局 面積です。

委員 建物の面積ですか、色を使ったものの面積ですか。

事務局	建物全体の面積の何パーセントの形で考えています。
委員	わかりました。
事務局	<p>この面積につきましても、各市において考え方が違うんですけども、建物すべて、例えばこの4つ全体の、あるいはここで何パーセント、ここで何パーセントという決め方もありますので、一般的なものはここで何パーセントか、というのが一般的だと思います。</p> <p>裏面にいっぱい使って、後ろ側見えないところで使わないというのはバランスが悪いと思いますので、見える面で何パーセントかという事務局の考えですが、一般的だと思いますので、建物の全体として何パーセント使うか、ということではございません。</p>
委員	建物の面積というわけではなくて、表面積ということですね。
事務局	はい、そうです。
議長	<p>よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>アクセントカラーというのは、あつた方が引き締まると思うので、そういう意味では認めても良いかなと思いますが、アクセントというからにはあまりでかでか出てくると、これはアクセントか、ということになるので、そこら辺の問題だと思うのですが。</p> <p>どうですか、実際に設計をされる立場としては。</p>
委員	<p>難しい話。下手にパーセンテージを決めてしまうと、その範囲は好きにやっていいとなりそうな感じ。</p> <p>アクセントカラーで引き締めるというのは、確かにものをつくる側としてはやりたいことだと、必要だと思うことかもしれないけど、上手にやればいいけど、下手にやられるととんでもないですね。</p> <p>それをパーセントの範囲であれば良いですよ、にしちゃうと何をやられてしまっても、条例で決めている範囲内ということになっちゃうということですね。</p>
委員	ここにも書いてあるけどバランスが良ければある程度は。
委員	そのバランスってやつを誰が決めるか。バランスが良いとか悪いとか、難しい話になってしまう。
議長	精神としてはバランスなんです。ただ、届出持って来られた時に、これはバランスが悪い、バランスって一体何ですか、と担当者が困ってしまう。

委員	窓口に来た時には直すことができますか。
議長	助言、指導はどうなるのでしょうか。
事務局	<p>最初、指導させていただきまして、従わない時は勧告、公表となるのですが、基準がないと、こちらもどこまでというのがはっきりと指導できないという面が一つあります。</p> <p>バランス、なんです、今の世界的な、日本的な、市役所もそうですが数値で見せなさいというのが一番わかりやすい基準ということで、そこで縛りをかけていかないと相手も納得してくれないのではないかと、ということで、今回割合、パーセントの話をさせていただきました。</p> <p>従わなかった時は、指導、勧告、公表というような手段をとることができます。ただ、説得できる勧告ができるのか、というのが問題となってきます。</p>
議長	指導、勧告する上では、最近は数値で示さないと納得してもらえない、ということもあるので出したいという事ですが。
委員	<p>もう一つ質問したいのですが、バランスと関係するんでしょうけど、何色と何色を使うというのがありますよね。</p> <p>例えば、国道沿いにディスカウントストアで赤と黄色でやっているところありますよね。あれも外から見たら半分ですが、全体の面積として5分の1かもしれない。赤と黄色は目立つけれどもきれいかなという、バランスではなくて、センスの問題。</p> <p>色の指定はないわけですよ。アクセントになればいいのであれば、赤と黄色を使うかもしれないし、マックは赤と黄色を使っていますけど、パリで使えなくて、ベージュとブラウンにしたんですね、びっくりしたことにおいしくなさそうなんです。やっぱり考えてつくっている。でもパリはつぶれたんですね。</p> <p>あんなに使っちゃっていいのかな。裏も面積に入れるとそれができると思いました。</p>
議長	<p>事務局の考え方としては、一つの壁面に対してというカウント。</p> <p>見える一つの壁面の何パーセント、という指定の仕方を考えているということでした。</p>
委員	あそこは作っちゃったからあれですけど、本当は違反ですよ。
事務局	色的にも色彩基準を超えていると思われます。赤自体、黄色自体超えていると思われます。

委員 最終的にやったもの勝ちになるんですかね。

委員 次に出すときに制御がかかるんでしょう。施行前だから仕方ないという。

議長 条例前にできたものに対しては、遡っては適用できないけれど、次に塗り直ししようという時は、面積的に届出が必要になってくる。  
届出されて、それに対して指導ができる。その時に、色彩は基準が作ってある、それに対して、はみ出すような鮮やかな色を何パーセントまでだったら、アクセント色なら使っていていいですよというのを、今はある意味精神規定だけれども、数値を出した方がいいのではないかというのが事務局のお考えです。

委員 もう一つ、意見というか質問です。罰則規定はないんですね。

議長 公表までですね。

委員 そうすると、作っちゃったら作るが勝ちということになりませんか。

事務局 条例では公表まででございます。景観法に基づけばいろいろ出てくるのですが、今回、逆にそこまで規定しておりませんで、バランスは主観的な内容が多いのかなということから、それをどのような形で律するかなんですね。  
違反かどうかの基準がない、というのが状況でありますので、基本的に指導等していく、勧告等していきなり、積極的な活動をするにはその範囲内は何でもできるだろうというのはありますけれども、規制というか、ルール作りという意味合いからすると、ある意味のガイドラインになるのかなというところで、今回数値の方を示させていただいているというところでございます。

議長 現状では指導、勧告、そして公表がある。公表というのはある意味では罰則なんです。こういう風に指導したけど、言うこと聞いてくれなかった。それを公表する。だいたい派手なことをする方は、営業されている方が多いんですが、公表されるということは、やはり一種のペナルティーになる。特に日本の文化の中では。  
今後、それでもそこを逸脱するものがあると罰則が出てくるかもしれないですが、現状ではこういうことで一定の抑止力があるということを考えていらっしゃるだと思います。

委員 それは色合いによって決まるんですか。

議長

今のところ、使って良い色が決めていますよね。

ただ、アクセントカラーとして使う時は、量のバランスに配慮してというのを、その量の部分を一定の面積の中でアクセントとして使うには、このパーセンテージ以上は使わないでね、壁面の一割以下にアクセントカラーを使ってね、そういう数値を出したらどうでしょう、というのがあるんですね。

10分の1とか、一番厳しいのが20分の1ですね。アクセントというのは基本的には1割ぐらいだろうな、という感じがしますけど。

委員

例えば、苺ハウスで屋根を緑色にして、下を全部赤にして、苺のイメージで作るといったらどうなりますか。

議長

事務局。

事務局

今の話でございますが、基本的に山武市につきましては、景観計画を策定させていただいている中で、様々な用途、場所云々で、ガイドラインというものを作らせていただきまして、このような形で色合い等やってくれという景観形成基準をとるものを設定させていただいております。その中で、色彩もここまでお願いしたいということの規定しております。

基本的に原色は非常に難しい状況です。色合いを一言で言えるような状況ではありませんので、はっきりとした色合いとは言えないのですが、マンセル値等という表現の中で、この範囲でやってくださいというお願いをしているところでもありますので、おそらく赤を主体として使われると厳しいのかなと思っているところがございます。

議長

ただ、規模がありますね。要するに、ある程度以上のものは周りに影響力があるものとして、ちゃんと届出をしてください。そういう小さなものについては常識の範囲でという事が現状ですね。

事務局

その辺も追加させていただきまして、よろしいでしょうか。

当市における届出が必要になる規模がございます。

先ほどありましたとおり、建物につきましては基本的に10メートルというラインがあります。

また、開発行為、大きな店舗になれば必然的に1,000平米以上のものになると、先ほどあった太陽光もそうなんです、1,000平米未満のところにつきましては逆にあたらないのですが、そういった範囲の中になりますので、敷地と建物の規模、それによりまして届出が必要になる、ならないというのはございます。

ですので、小さければ良いのですが、大きいところは逆に問題になってくる可能性があるということでございます。



委員 今の屋根が緑で下が赤い、苺の直売所というのはやってみたくなるような感じはするんですが、建築を看板だと考えると、そういうものもありだと思っうんですね。

こういう規制というのは、悪いものを抑えるという意味合いもあるんだけど、この場合には同時にすごくいいものの足を引っ張る可能性もあるじゃないですか。

その辺の判断はバランスというあいまいな言葉になってしまうんだけど、これは窓口でバランスが良い、悪いとは言いにくいとは思っうので、せつかく景観行政団体になっているので、景観整備機構のどこかと組んで、ある程度の規制は設けて、良いものをデザイナーが是非やりたいんだという時に、景観整備機構の協力をもらって審査をする、専門家の意見を聞ける場所を設けて、そこで良いとなったら許すという、そんな運用の仕方ができたら良いと思っうんですが、いかがでしょうか。

議長 事務局いかがでしょうか。

事務局 この届出の制度の直接的な影響になるのですが、実は、建築の30日前に提出して頂きたい、そういう意味で、非常に期間が短い判断が求められているところがございます。

建築主様の方に不利なことにならないような配慮と考えているところなのですが、そこにそういうものを咬ませるとなると、その建築主様に対する影響が出てきますので、事前に相談等を受ける中で、当市で今現在は実現しておりませんが、景観アドバイザー等の活用等を踏まえた中で、実施するやり方はあるのかなと考えておりますけれども、それを今の景観整備機構様にお願いするかは別の議論なんですけれども、そういうやり方は手法としては出てくるのかなというように考えております。

委員 せつかく良いものの芽をつまない、というのは当然あっていいと思っうんですね。

議長 そうですね。こういったルールというのは、基本的にこれより悪いものは作らないでくださいねというのが多くて、良いものをみんなで盛り立てていこうというのは、また別のシステムが必要な気がします。そういう意味では今後の検討課題ですね。

実際にそういうものが出来た時は、緊急に審議会を招集して頂いて、その中で、そういう必要があるかもしれません。

委員 質問ですが、一つの例として、プロジェクターの画面上が一つの面とした場合、仮に3分の1ずつ、色を赤と青と白と、フランスの国旗がそうですけど、3分割して、3色を使ったという場合、3色そのものがアクセ

トカラーと見られますか。

例えば、壁全体を3分割の色で識別をした場合、国旗によくある例ですが、壁はもっと広くても、国旗を作るために壁一面の中の一部分を3色に塗り分けた場合に、1色じゃないから3色そのものがアクセントカラーになるのでしょうか。

議長

事務局見解を。

事務局

今のお話ですと、アクセントカラーにはならず、それが一つの壁なのかなと考えるべきなのかなと思います。

これは、逆に言うと、そういう基準が我々がないという事になりますので、完全に主観になってしまうのですが、そういった点を踏まえまして上、アクセントカラーを何パーセント、また何分の何という値があれば、今のお話でいきますと、原色を使っているものを、単純にアクセントカラーという風に考えた時には、3分の2は超えている、66パーセントは超えますよということになりますので、アクセントカラーではなく、逆に地の色になるのかなという話になるのかなと思います。

委員

そうすると、一面の壁の中で、プロジェクターの画面ぐらいを見た場合、その辺のところでは全体の壁の、これから皆さんでお話をしていくパーセンテージですけれども、全体の各市の状況を見ると5パーセントから20パーセントの開きがありますよね。

その辺の考え方として、会長さんからも少ない10パーセントくらいかなという話があったんですが、あるいはもっと低くするように抑えて、指導目標として山武市の場合には5パーセントなのか、10パーセントなのかわかりませんが、低くした場合には、ある意味ではそういうものがカバーできるのかなと、そんな感じを受けたものですからお尋ねしてみました。

議長

どうもありがとうございます。

10パーセントではなくて、いっそ5パーセントぐらいにしたらどうかという指摘ですね。

低くしておいて、その上で特例としてこれは良いんじゃないかというものが出来た時にはお諮りする。こういった場、あるいは将来アドバイザーができたなら諮っていただく。あまり最初は緩くしておかない方が良いのかもしれないね。

アクセントカラーを多用するとアクセントにならなくなってしまいますから、そういう意味では5パーセントにして方がいいのかもしれない。

委員

ここで言っているアクセントカラーというのは、原色という意味ではな

く、市で決めているマンセル値を超えているものということですよ。

アクセントカラーという、赤とか黄色とか思い浮かべるけど、紺かもしれないし、もっと暗い色かもしれないし、それはデザイナーとしては是非こうしたい、というのが絶対出てくると思うので。

なかなか難しいと思うんですね。規制しないとどうしようもないものも出るだろうし、規制して良いものの足を引っ張るのも良くないと思う。

やっぱりパーセンテージを決めるなら決めて、会長がおっしゃったように、良いんじゃないかという部分とか、どうしてもこうしたいという合理的な説明があった時は、第三者的な判断をそこでもう一回聞く、良いものは良いものとして許す、というような幅があって良いと思います。

議長

ありがとうございます。

良いものは何としても育てていきたいがあるので、その辺の道をきちんと残した状態で、だけど、説明がつく基準というものを一方できちんと持っておくと良いという気がしますね。

今日はまだ結論を出さなくていいということですが、皆さんからいただいた意見を追っていくと、基準は数値としてあった方がいいだろう、それもできるだけ低目に抑えておいた方が、山武市のように自然豊かなところでは抑え目にしておいた方がいいじゃないか、ということで抑え目にして、一方で良いものが出てきた時に、良いものは良いとして例外として認める筋道も検討していく必要があるということだと思います。

今日のところはそんなところでよろしいでしょうか。

今日、皆様からいただいたご意見を参考にさせていただいて、事務局の方で次回案を作っていただいて審議、もう諮問になるのかな。諮問していただき、審議するという形になるかと思います

どうもありがとうございます。

それでは以上で議事が終わります、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

ありません。

議長

委員の皆様からその他でありますか。

委員

ありません。

議長

よろしいですか。

それでは、これで用意された議事すべてはすべて終了しました。

司会の方にお返しします。皆さんどうもありがとうございました。

司会

5. その他、6. 閉会

北原会長、ありがとうございました。  
事務局からの連絡も特にございませので、本日はこれで終了とさせていただきます。  
以上をもちまして、第2回山武市景観審議会を閉会いたします。  
長時間にわたり、お疲れ様でした。